

## 国立大学の安全保障貿易管理に関する取り組みについて

平成 22 年 1 月 27 日  
国立大学協会教育・研究委員会

大学及び社会全体のグローバル化が急速に進む中、「留学生 30 万人計画」に裏打ちされた優秀な留学生を戦略的に獲得するための取り組みや、イノベーションの創出を図るため産学連携を中心とした海外の研究者等との共同研究が進むなど、各大学は積極的な教育研究活動を展開している。

一方、こうした教育研究活動の国際化が進展するにつれ、大学が保有する先端的な技術や高度な研究内容などが、大量破壊兵器の開発を含む軍事転用が可能な技術として利用される危険性も増大している。

このような中、外国為替及び外国貿易法（外為法）が一部改正され、これに基づき定められた「輸出者等遵守基準」により、平成 22 年 4 月 1 日から、大学においても組織内の輸出管理体制を定めることなどが求められることとなった。（<http://law.e-gov.go.jp/announce/H21F15001000060.html>）  
（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/top-page/gaitamehoukaisei.htm>）

このことから、各大学においては、下記の点に留意することが重要である。

各大学においては、当該事項を、安全保障貿易管理を担当する職員並びに教員に対し、周知徹底するとともに、学内における管理体制の充実を図られたい。

### 記

- 海外の大学や企業との共同研究など国際的な教育研究の連携活動を進める上では、外為法における貨物の輸出及び技術の提供等について規制している旨の趣旨を十分踏まえる必要があるという、認識を持つこと。
- 各大学における安全保障貿易管理に関しては、職員や教員個人の理解を深めることが最も重要であるが、管理業務を適切に実施するためには、教員個人に手続き等を委ねるのではなく、「組織的な」対応を前提とした体制を整えること。
- 管理業務を行うに当たっては、産学連携学会が経済産業省等の協力を得てとりまとめた「安全保障貿易に係る自主管理体制構築・運用ガイドライン」や安全保障貿易管理 HP（<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/>）を参考とし、最新情報を確認の上、規制の対象となるか否かを判定する「該非判定」や経済産業大臣への許可申請などの情報を入手すること。
- 不明な点がある場合は、個別に経済産業省の以下の担当部署へ確認をすること。

相談事項等	経産省担当部署名	電話番号
輸出管理について（一般的な問い合わせ）	安全保障貿易案内窓口	03-3501-3679
法令解釈について、 安全保障貿易管理 HP への意見について	安全保障貿易管理課	03-3501-2800
申請手続き、キャッチオール事前相談について	安全保障貿易審査課	03-3501-2801
輸出管理社内規程（CP）についての相談・不正輸出の連絡	安全保障貿易検査官室	03-3501-2841
安全保障に係る輸出管理以外の管理、アンチダンピング等について	貿易管理課	03-3501-0538

# 安全保障貿易に係る機微技術管理について(概要)

## 1. 外為法の目的と概要

外為法では、国際社会の平和及び安全の維持のため、大量破壊兵器に利用・転用される恐れのある技術について、「**貨物の輸出**」と「**技術の提供**」を行う場合は、**経済産業大臣の許可**を受けることとされている。外為法で輸出が規制される技術や貨物の範囲は、**リスト規制**と**キャッチオール規制**により定められている。

規制に該当する物や技術を輸出・提供する場合は、事前に許可を取得してください。  
無許可で提供・輸出を行った場合、外為法違反となり、法律に基づき刑罰を科せられることがあります。

- **貨物の輸出**・・・貨物を本邦から外国へ向けて送付すること。**海外出張や海外の企業・大学等との共同研究の際に、研究機材や試料等を国外へ持ち出す行為も「貨物の輸出」に該当**
- **技術の提供**・・・資料の提示、電子メールの送付、電話など口頭での伝達も該当。以下の「技術データ」、「技術支援」による提供を含む  
**海外出張や海外からの研究者の受け入れに伴う技術の提供も該当**
  - \* **技術データ**：文書又はUSBメモリ等の媒体もしくは装置に記録されたもの又はプログラムをいう。  
(例) 発表・投稿原稿、研究記録、設計図、使用マニュアル、実験データ、技術仕様書など
  - \* **技術支援**：技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなどをいう。  
(例) プレゼンテーションソフトによる表示・説明、口頭による研究発表や指導など

技術の提供は、日本国内において、海外からの研究員・研修生・留学生等に研究指導や技術提供を行う行為も該当します。留学生等の受け入れの際には、出身母体の活動を確認し、帰国後の軍需企業等への就職の可能性の有無等にも配慮することが求められています。

## 2. リスト規制

外為法の政令の別表(リスト)に具体的に明示されている貨物を輸出する場合や、非居住者に技術を提供する場合に、経済産業省の許可の取得を義務づける規制。リストには、軍事技術に転用可能な民生品も掲載されているため、研究テーマが軍事技術に密接に関連していなくても該当する可能性がある。

**全地域向けが対象で、該当するものは必ず許可が必要となる。**

	関係する政令	関係する省令
貨物の輸出	輸出貿易管理令 外為法48条に記載される政令。「別表第1」において規制対象貨物をリストアップしている	貨物等省令1-14条 輸出貿易管理令に記載の貨物について、より限定的に、具体的なスペックを規定している
技術の提供	外国為替令 外為法25条に記載される政令。「別表」において規制対象の技術内容をリストアップしている	貨物等省令15-28条 外国為替令に記載の貨物について、より限定的に、具体的なスペックを規定している

持ち出そうとする研究機材が規制対象か否かが分からない場合には、製造メーカーや販売代理店に該否判定書をもって確認することが望ましい。

## 3. キャッチオール規制

リスト規制に該当しない場合であっても、提供の目的、取引先の情報等から判断して、提供する貨物及び技術が大量破壊兵器等の開発等に使用されるおそれがある場合に、事前の経済産業省の許可取得を求める規制。**ホワイト国を除く全地域向けが対象で、用途や需要者により許可申請の要否が決まる。**

**ホワイト国** (輸出管理を厳格に実施している26カ国。これらの国を仕向地とする場合は規制の対象とはならない) : アイルランド、アメリカ合衆国、アルゼンチン、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、韓国、チェコ、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、ルクセンブルク

## 4. 参考URL

- ◆ 規制対象貨物リスト <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/matrix1.htm>
- ◆ 規制対象役務リスト <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrix1.htm>
- ◆ キャッチオール規制対象 <http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/catch-all-kisei.htm>

### <該否を判断する際の参考(フローチャート)>

- ◆ **貨物の羅針盤** ... [http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/tsuri/gaihi\\_1.htm](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/tsuri/gaihi_1.htm)
- ◆ **技術の羅針盤** ... [http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/ekimu\\_tsuri/gaihi\\_1.htm](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/gaihi/ekimu_tsuri/gaihi_1.htm)